

寄付に伴う「税制上の優遇措置」や「表彰制度」について

税制上の優遇措置（寄付金控除等）

赤十字の活動資金にご協力いただいた場合は、制度上の優遇措置が受けられます。

個人：確定申告をすることにより、所得税や住民税の控除が受けられます。
（その年の寄付金の合計額が2,000円以上必要です。）

法人：寄付金の額を損金に算入することができます。

表彰制度

【日本赤十字社の表彰】

区分	基準
銀色有功章	一時又は累計で、20万円以上50万円未満のご協力をいただいた個人・法人
金色有功章	一時又は累計で、50万円以上のご協力をいただいた個人・法人
日本赤十字社社長感謝状	金色有功章受章後、一時又は累計で、50万円以上のご協力をいただいた個人・法人

【国の表彰】

区分	基準
厚生労働大臣感謝状	一時又は同一年度内に累計で、100万円以上500万円未満のご協力をいただいた個人、又は300万円以上1,000万円未満のご協力をいただいた法人等
紺綬褒章	一時又は累計で、500万円以上のご協力をいただいた個人、1,000万円以上のご協力をいただいた法人等

次代に思いを託す～遺贈によるご寄付～

「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」という尊い思いに応えるため、日赤では遺贈や相続財産等のご寄付を承っております。

遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社京都府支部へ遺贈された財産及び相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

遺産を寄付するには

遺産を寄付するには、遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社京都府支部の事業と指定することで、京都府における赤十字活動に役立てることができます。



税制上の優遇措置や表彰制度、活動資金へのご協力等についての詳細は、右記バーコードにアクセスいただくか、当支部組織振興課(075-541-9326)までお問い合わせください。

活動資金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社京都府支部の活動は、皆様のご支援により支えられています。

令和3年4月から9月までの間に10万円以上のご寄付をいただき、掲載についてご了承いただいた会員の方々をご紹介します。

●北区

西池 季一 様

●上京区

立原 貴代 様
田中 千代美 様

●左京区

牛田 順子 様
株式会社内藤建築事務所 様
三宅 秀典 様

●中京区

アデリーライフ株式会社 様
株式会社セレマ 様
マーチャオ&ウェルカムグループ 様
矢吹 嘉治 様

●下京区

株式会社ロマンス小杉 様

●南区

山口 孝司 様

●右京区

横山 恒彦 様

●伏見区

小西 和代 様
サムコ株式会社 様

●宇治市

中澤 富美子 様

●福知山市

天藤製菓株式会社 様

●舞鶴市

舞鶴みなとライオンズクラブ 様
レンタカーパートナーズ株式会社 様

●千葉県

武内 尚志 様

(地区町村順・五十音順)